

老親の扶養問題について

— 法学面からの若干の考察 —

三村 芙美子

はじめに

一昨年より九月十五日のとしよりの日は「敬老の日」と祭日に改められ、「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と長寿の祝をすると共に、男子六八・四歳、女子七三・六歳と平均寿命の延びは、「第二の人口革命」をもたらし、この「高齢化革命」は、「定年制」それにとまなう経済問題——、社会保障制度の拡充や社会施設の充実、また医療保障などの種々の老人対策が今世紀の、今日の社会問題として大きくクローズアップされて来た。考人問題には種々の分野からのアプローチがあるが、私は今回、老人扶養の問題を主として法学的見地から、新憲法下、扶養の制度が変わり、意識の変遷にとまなう現実を、家庭裁判月報に表われたケースから事実の一端を見つめ、「老親の扶養問題」を簡単に披れきしたいと思う。

現在の社会においては、幼少、老齡、不具などの自然的原因及び、資本主義の経済機構において不可避な現象である、貧困の発生という社会的原因によって、自己の力のみで、生存することのできない者がある。これに、生活資料を与えて生活を全うさせるのが扶養の制度である。そこにおける扶養の義務は、国家が一定の近親者に対して法律上の義務を負わせ、なお生存を維持できないものに公的扶助を与えるに至っている。それは、近代文明国家において、国民の生存権を基本的人権として尊重し、その最低生活を保障することを理想とし、国民の最後の一人にまでその生存を保障する責任があると、考えられるようになったからである。

一、生活保持の義務と生活扶助の義務

扶養義務について、法学者間においては、通常二種の相異なる性質が含まれていると説かれている。

それは、夫婦や親子間の生活においては、相手の生存を自分の生活そのものとして維持する、生活保持の義務と、兄弟姉妹、三親等内（おじ・おば・おい・めい）の親族間のように、自己の生活に余裕がある場合にのみ扶養する、生活扶助の義務と言われるものである。

一つは配偶者の扶養に見られるように単に生活をささえる程度に止まらず、自分と同じ程度の生活を保障する義務である。親が未成熟の子を養育する関係もこれと同視することができる。

これに反して、兄弟間の扶養などにおいては、生計の立たない者が生計が立つだけに援助することが義務の内容である。もし兄が、自分の生活だけで手一杯となり、到底他の者の生活を扶助するなどという余裕がなければ、この兄に弟を扶養する義務はない。しかし、そうした兄でも、妻と子供は養う義務があり、自分の生活を切下げてでも、妻子に同じ生活を与えなければならない。社長の妻子は、社長の妻子らしく扶養される権利がある。

夫婦、親子の間の扶養を生活保持の義務と名付け、相手の生活の維持が己れの生活を保つことになる意味である。兄弟姉妹、親族間の扶養は、生活扶助の義務と呼び、生活の倒壊を外部より扶ける意味で、常にあることではなく、偶然的なことである。しかし、夫婦が互いに扶養し、親が未成熟の子を扶養する関係は必然的であり、本質的である。親子や夫婦は、扶養するが故に親子であり、夫婦でありうるわけであって、配偶者や子供を養うのは、これは自分を養うのと同じである。それは自己の生活の一部である。だから養わざる親、或は養わざる夫というのは、吹かざる風と同じで、吹かないものが風でないのと

同様に、養わない親は親ではない。この「扶助義務」に対する「保持義務」なる観念は、夫婦とその未成年の子からなる小家族を社会の単位細胞と考えて、その内部での関係を、他の親族間の関係と本質的に異なる、高度の扶養義務であると見きわめたものである。

一般に、成熟した子と親の扶養関係は、程度は強いものであるけれども、本質は「生活扶助」の義務であって、「生活保持」ではないと言われている。

いま、家庭裁判月報にあらわれたケースを見る。

① 老齢の親に対する成熟者（有職者）たる子の扶養の程度は、子が従来の社会的な生活、社会的地位を害しない範囲で生活を節して、生じた余裕をもって充てるべき、と解されている。（和歌山家裁、昭和三九年一月三〇日審判・認容）

即ち、子がすでに成熟し自身が妻帯し、未成熟の子女を持っている場合の老親に対する扶養は、親が未成熟の子に対する場合と、必ずしも同一に観念されるべきではない。自己の生活を可能な限り縮減し、その生じた余裕をその扶養に充てるのではなく、扶養をする前と同じ生活水準を維持しながら、或程度までは扶養のための支出が時に心理的に物質に苦痛を感じる程度のものでなければならぬ。甚だしい苦痛を感じる場合は、その家族にまで普通人としての生活を拒否することになり、老齢者の扶養のために生ずる害が大きく社会の衡平に反し、この場合は社会保障によって解決されなければならない。換言すれば、老齢の親に対する子の扶養の程度は、生活扶助の義務であり、自己の

生活に余裕があるときのみ充てるのを相当とする。

しかしながら、次のように、生活保持義務の範囲で定めた異例も一件あった。

② 老齡の親に対する成熟子の扶養料算定にあたり、過去に高等教育まで授けられた事情等を参酌して、所謂、生活保持義務の範囲でこれを定めた事例である。(福岡家裁小倉支 昭和四〇年八月三日審判・認容)

・申立人は二男の実母で、満七十一才の老人である。二男は父親死亡後、その家督を相続し先代の財産を一人で相続し、現在は相当な地位にあり、収入があり、裕福な生活をしている。

老母は高血圧に併せて腎臓症を病み三女夫妻から世話を受けているが、小康を保っている程度なので、所謂スーブのさめない位置に近親者が居住していることが望ましい。が、母親と二男は心理的に離れ、母親と二男の妻とは嫁姑として感情の対立があり、同居して母親の面倒を見る事は困難である。三女は孝心厚くその夫と共に母親を労力面で種々面倒を見ると云っている。二男が扶養料を支払い、三女の家で面倒を見る事が適切な方法と考えられる。

二男は子女なく、会社の要職にあり比較的余裕のある生活程度で、専門学校卒業という高等教育迄授けられ養育されている事情を参酌するとき、所謂、生活保持義務の範囲において金銭扶養を為すことが、相当であると認められた。

これを明治の家族制度存続における扶養の義務に見ると、扶養権利者(要扶養者)の順位は、第一に直系尊属、第二に直系卑属、第三に配偶者等と定められ、妻子をおいても先ず親を養えということであった。

儒教的な孝の道德を受けて、「幼学綱要」(明治十五年)の「孝行」に

はつぎのごとく言う。

「天地の間、父母無きの人無し。其初め胎を受けて生誕するより、成長の後に至り其恩愛教養の深き、父母に若く者無し。能く其恩を思い、其身を慎み、具力を竭して、以て之に事へ。其愛敬を尽する、子たるの道なり。」

ここに、「恩」による「孝」の基礎づけ、根拠づけが承認され、「孝」の思想は国民教育のもっとも基礎的な原理となり、「小学校修身教科書」において報恩の思想はくり返し教えられる。

「父母のめぐみは、かぎりなし。」「父母は、われをやしないそだて、先生は、われををしへみちびく。そのおんふかし。かならず、たふとみ敬うべし。」

「父母の恩、きわまりなきこと、天地にひとし。」「父母は子の生まれいでしより、昼夜、常に、病なくして、すこやかならんことを祈りたまへり。その子、やや成長すれば学芸を習わせ、善き人になれかしと思ひ、又世に立つに至れば、悪しき友にまじわり、身をそこなわんかと、目に見ぬ事までも心配し、生涯、子の為に働いたまへり。これらの厚恩は、げに山よりも高く、海よりも深し。されば、子たるものは、よくよく孝心をつくすべきなり。」

「……身を立て、家を起し、以て父母祖先の功をつかむことを思うべし。是、大なる孝行なり。子、父の志を継ぎなすを、大孝という。」

恩によって義務づけられる「孝」の意識によって支えられる家父長制家族においては、親や自分の属する「家」の名をあげる義務があり、親を養う義務は、孝のうちでももっとも重要な要素であった。養う義務は実際には、家督相続人が専ら負った。

家族員を率いる家長は権限をもって敬まわれ、「君に忠に、親に孝

に」の忠孝一致イデオロギトが、明治絶対政府の形成と相俟って、淳風美俗の慣習の中に道義にうたわれ、義務づけられて来たのであった。

二、扶養義務者、扶養の順位

家督相続、長子相続廃止の新法下の現在、「直系血族および兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」と規定し、特別の事情のある場合に右の外家庭裁判所は三親等内の親族にまで扶養の義務を設定する。

また、扶養義務者が数人いる場合、誰が第一に面倒をみるべきかの順位は、当事者が協議できぬ、協議不調のときは、家裁で審判してもらって決定する。

【事例1】 扶養義務者(子)が数人ある場合に、扶養権利者(父)の需要、扶養義務者の資力、その他一切の事情を考慮してそれぞれ扶養を命じた事例がある。(福岡家裁・昭和三八年一〇月一四日審判・一部認容)

- 1、申立人(父親)は事業に失敗し財産の大部分を失ってしまい、単身で日雇労働に従事して生活していたが、近來、老齡と宿痾のため働くことができなないので生活に困窮している。
- 2、扶養義務者について、相手方は長男、二男、長女、申立人の弟であっていずれも法定の扶養義務者である。
- 3、長男は農業に従事し、その経営による収入と、副業として、日雇仕事によって得る収入により一家四名の生計を立てている。
- 二男は田畑を耕作し、農業経営には妻を当らせ、自らはオート三輪車の運転者として働いて生計を立て、その経済状態は長男に比しはるかに劣っている。

長女自身は不動産を所有しない。その夫は田畑を所有して、妻とともに農

業に従事している。

4、長男は、父親が完全に生活能力を失い、引取扶養を求めてきた場合には引き取りを拒まないつもりであるというが、申立人と相手方、長男とは感情の対立が激しいので、同居して平和な共同生活を営むことができるものとは思われない。

5、申立人、相手方三名の生活状態、財産関係、職業、その他調査結果の一切、申立人の居住地域における生活保護法による生活扶助料の金額等を総合すれば、父親の一月の生活は金七五〇〇円で賄うのを相当とし、右生活費として長男は金四〇〇〇円、次男は二五〇〇円、長女は一〇〇〇円をそれぞれ毎月末までに支払わねばならない。

【事例2】 数人の扶養義務者がいる場合に、そのうちの一人に全扶養義務を負わせた事例。(岐阜家裁・昭和三八年六月五日審判・認容)

1、母親は七八才の高齡で、亡夫との間に二男二女を儲けたが、二男(一郎)は父親の死後家督相続し、相当額の遺産を承継した。
以來母親は二男の扶養を受け、その生計を維持してきたが、昭和三五年五月以來、生活費を送ってくれないので、生活に困って相当の扶養を求めて来た。

2、二男、三男、九男の三人は、経済的に余裕があり、申立人を扶養する余力のあることが明らかであるから、母親に対する扶養義務が生じている。
3、二男(一郎)は家賃、地代の収入が毎月一万元以上、家計費を支出しても相当の余力があり、他の二人と較べて資産も多く余裕のある生活を送っており、母親を扶養していたこと等がみとめられるので、一郎が引続き母親を扶養すべき義務を負担するものと定めるのが相当である。

【事例3】 扶養義務者として、実兄と異母兄がいる場合に、諸般の事情を考慮して実兄に引取扶養を命じた事例。(新潟家裁相崎支部、昭和四〇年四月二〇日審判・認容)

事件本人にとって、申立人は父母を同じくする兄、相手方は母を異にす

る兄であり、ほかに配偶者、直系血族または兄弟姉妹は現存しない。

要扶養者は、父母のもとで、実兄らと養育、僅かに自己の食事を調理できる程度の精神薄弱者であつて、結婚することもなく、申立人の農事を手伝い、二年間、東京で女中をしたほか、知能の劣弱に加えて初老域に達し扶養を要する状態にあり。異母兄とは幼時からこれまで同居し生計を共にしたことがなかった。

かような扶養は公的扶養によるべきことが望ましく、現状においても公的施設に収容されるよう期待されるが、即時に実現が困難ならば、その実現までの間申立人実兄は事件本人を引取り同居させて扶養しなければならぬ。

直系血族、兄弟姉妹間の扶養義務は生活扶助と見なし、老親扶養の問題も生活扶助義務であるとして、子について請求され、それぞれの生活状態、資産に相応した義務を課している。然し、生活扶助と言う場合に、直系血族間——特に老齡の親に対する扶養義務と、兄弟姉妹間の扶養義務を区別し得るか、の問題があると思われる。スイス民法では、扶養義務の程度について、直系尊属、直系卑属間では義務者の資力に相当する給付を要求しているのに対し、兄弟姉妹間では十分な資力を有するときのみ扶養義務を負うとしており、ドイツ、フランスにおいては兄弟姉妹間の扶養を認めていない。親族扶養の根拠を、身分関係を最小限の要素として、その間の協同関係の濃淡に求めれば、そこから派生する扶養義務にも程度の差を生ずる。夫婦と、未成年の子を養育する親子間の強度な協同関係、老親の親子関係においては、兄弟姉妹に比しては、自然的血縁にもとづく強い協同関係がある。そして、子から親に対する扶養の理由づけとして、前に述べた報恩思想においてもとらえることができるが、子は親に対して第一順位

で相続する事であり、最も近い親等の直系血族関係にあることである。こうした親子（成熟子）間の関係は、強度の夫婦・未成熟な親子間の関係よりは弱い、その他の親族関係——兄弟姉妹、三親等の親族関係よりも強い性質内容をもつものとみることが出来る。

三、扶養の程度又は方法

扶養の程度や方法についても当事者間できめ、調わないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資産、職業、地位、年齢、健康など一切の事情を考慮して家庭裁判所が、これを定める。

【事例4】長女のもとで扶養されている起居不能の老母に対し、その引取扶養を望む長男の主張を斥け、金銭扶養を命じた事例。（和歌山家裁・昭和三九年一月三日審判・認容）

- 1、申立人（母親）は現在七六才に達しているが、脳出血のため下半身が不自由となり、起居、排泄等も全く人手を要し、老齡の故もあって、漸次悪化の傾向を示している。
- 2、亡夫との間に長男、次男、長女、三男あり。夫が昭和二九年死亡するまで次男、三男夫々別世帯を構え、母親は長男と同居し、二階は母親、階下は長男一家と分れて居住し、世帯も異にして、自らの生計を営んでいた。暫くして長女の家で倒れ、その後同家で療養中である。無収入。財産無。長女の夫の扶養により療養しつつ生命を保持している状況である。
- 3、母親の生活療養に要する費用は計八、五〇〇円で、相手方、長男は兄弟中で最も恵まれた住居を有し、一応毎月の家賃を要しないこと、常に母親を引取り扶養すべき旨の意思を表示していること、和歌山市における老齡者に対する生活保護費、普通月額五、〇三二円と住宅扶助一、二二〇円、老齡加算一、一〇〇円等、諸般事情を総合すると、長男は申立人母親に対し、その扶養料として昭和三九年六月分から毎月母親が病臥中の間、毎翌

月五日迄に金三、〇〇〇円を支払うこと。

- 4、次男、三男は同順位の扶養義務者として、夫々必要な金員と或る程度に労力を提供するので敢て参加を命じなかった。
- 又、母親が将来その病状が悪化し医療費に相当の金員を要する場合は、長男、次男、三男、長女は何れもその生活を節して母である申立人を扶養することとなっているから、寧ろ社会福祉的方法を講じ、その保障に委ねるべきものと云うべきである。

【事例5】 父母と同居、生計を共にしている四男を申立人、長女と三男を相手方としてなされた扶養事件において、三男から父母に対し各月額一、五〇〇円の扶養料支払を命じた事例がある。(大阪家裁、昭和三八年一月二六日審判・認容)

- 1、利害関係人兩名は夫婦でその間に三男五女あり。父親は六五才でかつては勤めていたが、二九年に退職し神経痛ひどく静養中で稼働能力はない。母親も六三才で高血圧になやみ毎日通院している状態で働くことは不可能である。
- 2、三男は妻と長女の三人家族で一時両親と同居したこともあったが、家族との折合いが悪く別居し感情的なしこりは残っている。が、今の所左程生活に不自由なく毎月三千円宛送金可能である旨述べている。
- 3、長女は七人家族で生計は夫と長男の二人の働きに依存し、他の子は進学している状態にあり、生活はかなり苦しく余力はない。
- 4、かように本件は両親に対する金銭的扶養方法を問題としているのであるが、四男は毎月一万三千円程度を支出しており、三男は毎月三千円ならばこの程度の金銭的負担は可能であると認められ、長女本人には収入なく現状では両親に対し金銭的負担をさせるわけにはゆかない。よって三男に対してのみ両親に対し各自一五〇〇円宛(合計三千円)を支払わしめること

とした。

【事例6】 二男には老母の引取扶養を、家業たる農業を継いだ長男には米、味噌の現物支給にあわせて、若干の生活費の負担を命じた事例がある。(福島家裁、昭和三九年一〇月二三日審判・認容)

その主文は、相手方次男は、「申立人の母親を、昭和三九年から引取って扶養することとし、その期間中長男は申立人に対し、飯米として毎年粳精米四斗入三俵と調味料として必要なだけの味噌を供給し、ほかに生活費として、毎月末日限り二〇〇〇円宛を支払うこと。

前件の審判で老母の引取りを命ぜられた二男が後になってそれを拒否したため、止むをえず、老母に対する扶養関係を変更し、三男に引取り扶養を、長男と二男に生活費の負担を命じた事例がある。(福島家裁・昭和四〇年四月二八日審判・認容)

- 1、申立の要旨は、二男が母親を昭和三九年から引取って扶養し、農業を継いだ長男には、米、味噌の現物支給のほかに、生活費として二、〇〇〇円宛支払うことになっているが、二男は申立人の引取りを拒んで入居に肯じないので折角の審判も実現のはこびに至らなかった。
 - 2、農家のしきたりとして母親は、本来ならば夫死亡後家業を受け継いだ長男の世話になるべきであるかも知れないが、つらくあたられた過去のいきさつに照し、どうしても長男のもとには戻れない。また、あてにしていた次男も引取ってくれないとすれば、他家に嫁いだ娘の世話になるわけにもゆかないので、結局三男の世話になるよりほかに方法はない。
- 幸い三男は母親を引取ってくれると云っているので、止むなく同人の世話になる積りである。
- 3、母親は月六、〇〇〇円あれば最低限度の生活を維持することが可能であり、現在他家で炊事の仕事と子守をしているが、老齢に達したため働くことは容易でなく、早く息子達の世話になりたいと述べているので、三男が

母親を引取って世話することにし、その生活費として、長男は四、〇〇〇円、次男は二、〇〇〇円宛支払わなければならない、子として親に対しその程度の支出をなすべき義務があると云わなければならない。

また扶養の方法として、米の現物支給を命じた原審の判断は食糧管理法に照らして相当でない、とした事例が出ている。(仙台高裁、秋田支、昭和三十七年二月二日決定取消)

・父母は長男所有家屋に居住し生計を別にして共同生活をしている。父親は七四才、母親は六二才で共に老令のため稼働能力なく、一ヶ月少なくとも三、〇〇〇円を必要とする状態である。

長男には、その妻との間に三男二女あり。年間約七〇俵の収穫があり、賃貸土地の収入もあり、子として両親の扶養の必要をみたしうる扶養能力を認むべきである。そして扶養の方法は金銭支払によるのが相当であり、原審判は米の現物支給と金銭支払による扶養を命じているが、食糧管理法によると、何人も原則として政府以外の者に米穀を譲り渡してはならない、とされているから、扶養の方法として米の現物支給を命ずるのは相当でないと認める。長男は両親各自に対し金二七、七五〇円を支払い、かつ昭和三十七年二月からその死亡にいたるまで一ヶ月につき金三、〇〇〇円を毎月末日限り支払わなくてはならない。

【事例7】 扶養義務者である七人の子が、全部老母の引取扶養を嫌う事案において、関係人の特別事情を考慮して、一部のものに引取扶養を、他のものに金銭扶養を命じた事例。(大阪家裁、昭和四〇年三月二〇日審判・認容)

・老母の引取扶養は義務者全員が挙って好まないもので、養老院に入院させ、その費用の負担を義務者に負わせるのも一策であるが、母親自身これを極度に嫌い、入院を希望したとしても他の老人と協調し得るかどうか懸念されるので、誰かに引取って貰わなければならない。

四男が辛うじて引取を承諾しているので、同人には母親の引取を命じ、

他の義務者には、長男が父の遺産を単独取得したこと、三男は過去十年間参加人を引取扶養したこと、長女及び二女は無職であるが、内助の働きにより夫の収入の一部を妻の収入とみるべきものであること、その他義務者の資力、収入、家族の状況等諸般の事情を勘案したうえ、

母親の生活費は最小限度六、二〇〇円は必要と認められるが、月額八五〇円の国民年金の所得があるので、これを控除した五、三五〇円が一ヶ月の必要費となることが認められる。

昭和三十七年七月から母親存命中長男は金一、七五〇円、長女は金八〇〇円、三男には一、〇〇〇円をそれぞれ負担させるのが相当であると認めた事例である。

【事例8】 娘とその夫が母親に対して負担する扶養義務の程度とその方法。

- 1、申立人・母親は心臓病と腎臓病で働くことができず、かつ、無資産であって生活に困っている。
- 2、相手方・娘Aは昭和五年に生れたが、両親は昭和七年に協議離婚した結果、父に引取られて成人した。夫はある株式会社勤務する高給とりで生活に余裕がある。
- 3、他に参加人として申立人と先夫との間に昭和二年に生まれた子Bあり。また申立人の兄Cもあり金銭扶養を請求した。
- 4、参加人Bは父母の離婚後、父の許に引取られて養育され、母親とは文通すらしたことがなく、本件の係属後住所を知り合ったに過ぎない。
- 5、長女は父に引取られて成人し、昭和二五年結婚し、五人家族で十万ほどの収入があり、その中二万円位を貯金している。それで、長女Aから毎月三、〇〇〇円の扶養をうけることになるが、それを生活費にあててもまだ医療費が不足することになり、娘の夫Dに扶養義務を負わすべきか検討して見る。即ちDは一親等の直系姻族である。母親とはかつて同居生活をしたこともなく、生活の援助をうけたこともなく、とかく疎遠であった。かような事情の下では、相手方Dに生活の余力が充分あっても、いまだ民法

第八七七条第二項に規定する「特別の事情」に該当しないものと解するか
ら、同法条による扶養の義務を負わせないのを相当とする。

相手方B・C・Dには扶養義務がないから申立を却下し、長女のみ毎月
三、〇〇〇円を支払うのを相当とした。

以上、老親扶養の方法を事例を通して概観した。普通、扶養の方法
には、同居による引取扶養と金銭扶養があり、扶養義務者の資力、一
切の家庭の事情を調べた上、相当な方法と額が決められた。

旧法では引取扶養と金銭扶養のどちらによるかを扶養義務者の選択
によらせる規定があり、常に親とひきつづき同居して——「引取」り
て養うことではなければならなかった。そして、「家に在る者」長男が
まず先順位の扶養義務者であり、家長の権威があった家制度の下では
子は親を金銭で養うのではならず、親に対する「畏敬」(おそれうや
まう)と「奉仕」(つかえたてまつる)が老親扶養の中心であった。

ケース例を見て気付くのは、扶養事件となる老人は、特異な性格で
人との協調性に乞しく引取扶養を子である扶養義務者が好まないこと
である。七人の子が全部老母の引取りを嫌う事案〔七〕、老母の引取
りを二男に命じたがそれを拒否したため、三男に引取り扶養を命じた
事例〔六〕、引取扶養を義務者全員が好まないのが養老院に入れさせ
その費用を分担する策もあるが入院を極度に嫌う、また他の老人達と
協調できるか、どうか懸念される等である〔七〕。また事例〔四〕に、
母親は長男と同居し、二階は母親、階下は長男一家と分れて居住し、
世帯も異にして、自らの生計を営んでいた、のがあるが、「結合家庭」
と呼ばれる同居の形態は注目に値しよう。二階屋の下に老夫婦、上に

若夫婦、通路は別々で世帯も別働定、そしてそれなら味噌汁のさめな
い距離に老人を置くことができる。必要なときに互いに助け合う台所
と世帯をはっきり分けた上での「近代化された大家族」とよばれる
もので、親子であるかぎり心理的経済的ないざこざなしに、斯様な家
族形態がのぞまれる。

わが国では自己の収入のみで生活できる老人は一二％にすぎず、大
体八五％の老人は子、その他親族の扶養に頼って生活して居り、家族
と同居する方法をとっていると言ふ。^⑤

更に、子の親に対する扶養で考えられるのは、要扶養者が、義務者
に対して、過去に適当な扶養をなさなかった、或いは相当な打撃を加
えた場合の、つまり子に対して責任を果していない親の場合の扶養如
何の問題である。

そこで、よく引合に出される例に、ニューヨークの家庭裁判所の話
がある。

「ある慈善団体が二人の兄弟に対して、父親に対する扶養義務を怠
ったと訴え扶養料の支払いを求めたところ、兄弟は、『私たちが赤ん
坊のときに父は母をすてて出てゆき、そのため母はどれほど苦労した
ことか、私たちは金が惜しいのではないが、この男を養うことだけは
真っ平です』と言い張ってきかないので、裁判所と慈善団体で相談
し、父親の世話は慈善団体でなし、その代りいまままで慈善団体で世話
していた男の世話を兄弟にさせることにした」というのである。^⑥

親が、日夜、子をいづくしみ、案じ、時には身を犠牲にしてまで子
のために尽くす深い親の愛情に対してこそ、恩、孝行の感情がおのず

と出てくるわけで、幼時から親と離れて過したり、或は親の面倒を受けずそのため苦勞した子が、法定扶養義務者というだけで、成人してから突然に扶養義務を命ぜられたとしても、感情的にも、人情的にも納得出来ないのは無理ない話である。

次のような事例がある。(大阪家裁・昭和三八年七月二四日)

母親から幼少は里子に出されて充分な監護教育をうけず、結婚の際も母らしい配慮を受けなかった、多年疎遠な生活をしてきたもので母の入院につき何の相談も受けなかった娘に、母親が病弱で入院費用の分担、扶養義務を求めて来た。それに承服し難い、必要ないと考えているのに、大阪家裁は任意の協力を求め、その審判に、姉妹等しく各毎月三、〇〇〇円支払いの扶養義務を課した例である。

すなわち、母に対する情誼うすく、扶養については、母に愛育されてきた長男、二女が責任をもつのは当然で、冷遇を受けた自分としてはその義務はないと考えているのに付言し、その主観的心情は理解できなくもない。しかし扶養に関する国法は、先ずその親族に社会的地位相應の生活を送り、余裕があればその限度で扶養の義務をつくさせ、なお困窮者の生活維持に不足するとき、はじめて生活保護法に基づき、公的扶養をするものと定めている。

母親の入院費用の支払いは不足する分を医療扶助によって処置することを検討中である。このような事情を考慮に入れると、相手方(長女)についても他の扶養義務者(長男・二女・三女)と同じく扶養義務を定めざるを得ない。

けだし特別の理由がないのに生活に困窮する直系血族に対する扶養義務を免かれて、これを一般国民に転嫁することは許されないからで

ある。

四、むすび

以上、老親の扶養問題について、具体的事例より扶養義務の程度、方法など実際の面からの汲みとる事を為した。家庭裁判月報、昭和三〇年から四一年まで、十件あまりで(大体昭和三七年以降に集中している)全くその事例は少ない。それは通常自然の愛情と倫理感によって自明に処理されているように思われ、裁判所まで出て来るケースは親子関係が非常に難かしくなったものと思われる。

それだけ家裁にまで出て来ない紛争——背後にある現実の問題に注視しなければならぬであろう。しかし浮かび上って来たケースは、現実の種々の問題を含んで居た。親の扶養は、まず子について請求され、家裁はその際、子全員の審判手続に参加させて種々の事情を汲みとり、妥当な線で説明をはかっていた。過去に高等教育まで授けた事情により「生活保持義務」の範囲内できめた事案が一件だけ出て居たが、あとは所謂「生活扶助の義務」として一碗の飯をも共に分ち与える義務ではなくて、先ず自分の家族内の生活を考慮し、尚余裕ある範囲内の義務と為していた。しかし生活扶助の義務と解しながらも、兄弟姉妹、三親等の親族における義務よりは、高度な扶養義務、血縁にもとづく協同体関係と見なされ、同居の融合家族の形態をとるかぎり、本来的な親子の關係は生活保持義務に接近し、左程の差異はないと思われるのである。

すなわち「保持義務」「扶助義務」は扶養義務の両極のいわば理念

型を示す言葉としてなら認められてよいが、具体的事案における扶養義務を「保持義務」か「扶助義務」かと規定し、それによって、その効果を定める、といった態度は避けられなければならない。^③

かつて、真先に、「親を養うこと」、親孝行の觀念が、家族制度イデオロギーの中核をなしてきた時代と対比して、家制度の解体、現今の経済、社会状況の反映は、家族のモラルを、意識を、扶養の程度、方法を変えて来ている。

また、幼時に、親としての義務を果さなかった子の親に対する態度は、「親、親ならずとも子は子たれ」の扶養道德義務が、現在の審判、処理に課せられているが、「子に対して責任を果していない親は扶養されなくとも仕方がなく」「子から親に対する相愛の情に期待しえない仕打が親にある時は、子が親に対して負う法律上の扶養義務は認むべきでない」と扶養義務の前提に自然的情愛が予想され、法だけでなく道德感をともなうのである。

「経済的に苦しい子に親を養わせることになれば、子供としては自分の欲することも出来ない。だから、そういう年とった親は国が引取って扶養する」等、老親に対する扶養問題は、老齡保障、社会保障の発展、確立が望まれて来る。

参考文献

- ①生活保持と生活扶助の義務
始唱者は中川善之助教授である。法学新報「親族的扶養義務の本質」第三八卷第六・七号
- ②イデオロギーとしての家族制度、川島武宣著、イデオロギーとしての

孝、九一頁

- ③社会環境〔都市問題講座・5〕岩井弘融編、老人問題、一三六頁
- ④家族法相統法講話〔扶養〕川島、来栖、磯田、立石著、二〇九頁
- ⑤民法の基礎知識、鈴木祿弥、一九一頁
- ▲ケース研究 家庭事件研究会編〔七四、七五、七九、八六号〕
- ▲家裁月報 一四卷〔五号〕、一五卷〔九・十一号〕、一六卷〔一・三号〕、一七卷〔一・二・五・七・九号〕、一八卷〔一・二号〕